

《大田区産業プラザ 施設利用に関する重要確認事項》

以下をよくお読みいただき、各項目のチェックとご署名の上、原本の提出をお願いします。

□利用時間

・設営から撤去までを含んだ時間です（大・小展示ホールは、机・イス等の設置及び清掃の完了を含む）。

□付帯設備・特殊器具(以下「設備・備品」)の利用料金

・【設備・備品の利用単価】 × 【利用時間区分数】 × 【個数】 （水道光熱費・駐車料金などを除く）

《例》コンベンションホール で 机50脚を終日利用 → @100 × 3区分(午前・午後・夜間) × 50脚 = 15,000円

□予約センター受付時間

・①設備・備品の追加 ②利用時間の延長 ③利用料金の支払 → 8:30 ~ 18:30
・設備・備品の使用方法等のお問合せ → 8:30 ~ 19:00

※申請を行わずに延長利用したり、設備・備品を使用した場合は、以後の利用の承認をしないことがあります。
※施設・設備・備品の汚破損や紛失が発生した場合は必ずご連絡ください(19:00以降は防災センターへ)

□車両の利用

・『搬入出時間の分散』、『搬入出計画・駐車場利用予定表の提出』、『来場者に公共交通機関の利用を促す』等の配慮をお願いします。

□荷物の受取り

・利用者の荷物の預かりや宅配便等の受取りはできません(発送のみ可能な場合があります)。
会場へ荷物を配送する場合は、会場に受取者が常駐する日時に届くように手配し、配送伝票に「①利用するホール・会議室の名称、②催事名、③主催者名、④受取者の電話番号」を記載してください。

□危険・迷惑行為の禁止

以下の行為は禁止します。

- ・敷地内における喫煙
- ・火気及び危険物（発火・引火しやすいもの、騒音・振動・高熱・臭気・煤煙等を発するもの）の使用
- ・固形燃料やカセットコンロ等の使用
- ・付帯設備・備品の本来の目的以外の利用及び所定外の場所への移動
- ・承認された動物生体の品評会等を行う場合、ケージ等から出すなど利用案内の遵守事項に反する行為
- ・その他大きな音を出すなど他人に迷惑となる行為

□楽器や音響機器等の使用制限

・大きな音や大きな振動が発生する催事はできません。
楽器・音響機器を使用する場合は、施設利用の申請前に申出書の提出及び施設管理者の承認が必要です。

□販売行為

- ・特定商取引法等の法律に違反する行為はできません。
- ・販売、販売に関わる契約・勧誘はできません(ただし、大・小展示ホール、AB会議室は除く)。

□遵守事項

・以上の他、すべての遵守事項について、必ず、利用案内、ウェブサイト、予約センターにてご確認ください。
遵守いただけない場合は、催事当日に中止していただくことがあります。

大田区産業プラザの利用にあたり、以上の事項に関して確認のうえ同意します。

主催者名: _____

確認者(署名): _____ 確認日: _____年____月____日

行事名: _____ 利用日: _____年____月____日